

「家業」について(2)

—平安時代を中心に—

胡 潔

はじめに

「家業」という言葉が日本の文献上に現れたのは、『続日本紀』である。

①比来、百姓の例多くは乏少にして、公私弁へぬに至る者衆し。若し矜み量らずは、家道存り難からむ。望み請はくは、比年之間、諸国をして毎年に春の初に税を出し百姓に貸し与へてその産業を継がしめ、秋の熟の後に至りて数に依りて微り納めしむることを。望み請はくは、養老二年より以前を限りて公私を論ふこと無く皆放免に従はむことを。庶はくは、貧乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。(統紀・卷八)

②官人百姓、憲法を畏れず、私に徒衆を聚め、意を任せて双六して淫迷に至る。子は父に順ふこと無く、終に家業を亡

ひ、亦孝道を虧く。斯に因りて遍く京畿と七道との諸國に仰せて、固く禁断せしむ(統紀・卷十九)

①は、養老四年(720)三月十七日に奏上した太政官奏である。

(1)

年来百姓の生活(家道)が困窮し、公私の負担に耐えかねる者が多くいる。その生計(家業)を維持させるために、正税の稲を出して人々に貸与し、その生業(産業)を継続させ、秋の収穫後に貸与した数量に応じて徴収する。また稲の負債を負っている者は、養老二年より以前を限度に、公私の別なく、すべての債務を免除する、という。②は、天平勝宝六年(754)十月十四日に出された勅令であり、京畿七道諸國で流行っている双六を禁止するためのものである。禁止の目的は賭博による生活基盤(家業)の破綻を避けることである。二例の「家業」とも生計・生活基盤の意に用いられている。前稿¹⁾で述べたように、中国の古代文献に

見られる家業という語には基本的には二つの意味があり、一つは、(祖先伝来の)生活基盤、家財の意であり、もう一つは、(祖先伝来の、その家の生計を立てるための)特技、生業の意である。明らかに統紀に見える家業の語の意味は前者の用法に属する。

③遠江介從五位下土師宿禰古人散位外從五位下土師宿禰道長一十五人言、土師之先出自天穗日命其十四世孫名：遠祖野見宿禰進奏曰、如臣遇意殉埋之禮殊乖仁政益國利人之道仍率土師三百餘人自領取埴造諸物象進之。：(試觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉。如此供奉、允合通途。今則不然。專預凶儀。尋念祖業、意不在茲。望請因居地名、改土師以爲菅原姓。勅依請許之。(統紀・卷三十六)

③は天応元年(781)六月二十五日に奏した土師の改姓の申請の記録である。殉埋の代わりに埴輪を造ることを専門とする土師氏の土師道長ら十五人は、もともと吉事凶事の両方を預かる職掌(＝祖業)は今凶儀のみになったことを理由に改姓を申請した。その翌年の延暦元年(789)に土師安人ら兄弟六人も同じ理由で秋篠に改姓した²⁾。この土師氏から地名に因んで、菅原と秋篠の二つに分かれていくが、土師氏がここで言う「祖業」は、大葬や陵墓に関する事務を司り、また陵墓に用いられる埴輪の製作の職掌のことである。つまり、八世紀末に編纂された統紀の段階では、「家業」は「家財」の意に、「祖業」は祖先伝来の職業の意に

使い分けられていたと考えられる。しかし、平安時代以降の漢字文献を見ると、「家業」の語が次第に「武芸」³⁾、「明法」⁴⁾、「医学」⁵⁾などといった、比較的新しく形成された特技や学問を指すようになり、さらに中世になると、特定の家によって独占的に継承されていく所職、所領を指すようになった、という用法上の変化が観察される。特に玉葉、吾妻鏡、鎌倉遺文などの中世の文献において、「家業」は殆ど所職およびその職に付随した所領を指すことになっている。

④(件所領所職等、云生西重代相伝、云將軍家之御恩賜、知行無相違、然嫡男左衛門尉朝長在生時、讓与之処、早世畢、然朝長子息之中、以五郎長村立嫡男、可令相繼家業之由、平生之時令計置畢、仍任其趣、為長村嫡々相承、件所領所職等、云重代相伝証文、云將軍家代々御下文、調度之、以所讓与也、但生西一期之間、可進退知行也、於没後者、任讓状、無他妨、長村可令領掌知行之状、所讓渡如件(鎌倉遺文・寛喜二年二月二十日小山朝政讓状案)

④は、寛喜二年(1230)に書かれた讓与書である。平安末期から鎌倉初期の武將小山朝政が「重代相伝」の所領所職を一旦嫡男朝長に讓与したが、朝長の早死により、再び朝長の嫡子長村を家業の後継者として、所領所職を受け継がせた。ここで言う「家業」は所職所領である。この所職所領は、先述した家業の「生業」の

意味と、「家財」の意味の両方を持ち合わせていることに注目したい。言わば世襲化され、家産化された職業は家業なのである。その特徴は中国の家業の語の用法と比較すればより鮮明になる。中国語で言う家業も父祖と子孫の間で伝承されるものであるが、家財を意味する家業は、父子兄弟の同居体を前提とした生活基盤を指し、職とは無関係である。そして生業・特技を意味する家業、特に学問（これも特技の一種と見なすことができる）の場合には立身出世の手段にはなるものの、職とは直結しない。才徳主義の官人選抜制度が確立した後、特に漢武帝の儒学国学化以降は、儒学など学問を以って出仕する儒学者が多く、儒学を家業とする家も多く出現したことについては前稿で述べたが、学問や特技は官職を獲得する手段になれても、それによって獲得した官職は父子間で継承されない。それに対して、今見た小山朝政の譲与書に書かれた譲与の内容は、家財そのものではなく所職所領である。このような収益を内包された官職が直系的に父子間で継承できるようになったことは、公的な律令官人制の視点からみれば、公務の私有化―血縁原理が組み込まれたことを意味し、私的な家の視点からみれば、家業の公職化、機構化を意味する。日本中世の家の機構的性格についてはまた別の機会に詳述するが、本論文は、家業という概念の導入から中世的家業観の成立までの過程を究明する一つの試みとして、官職の家業化が著しく進展して

いった十世紀、十一世紀を中心に、官職を軸に形成された父系的継承ラインについて考察する。

一 蔭位制の世襲的傾向

律令国家の官人制は才徳主義を基本とするが、上層の皇族、貴族、高官に与えられた貴族的特典がどの時代にも設けられてた。唐制を範に取った古代日本の律令官人制も才徳主義を原則としたが、導入時から唐制の官人制の中の貴族的要素をより多く取り入れ、さらに修正を加えた傾向が看取される。蔭位制の導入はその典型例といえよう。「蔭位」というのは日本史学の用語で、中国の文献では「任子」、「門蔭」、「資蔭」、「承蔭」などといった言葉で表されている。「任子」とは漢代の高官の特典で、二千石以上の官で三年以上在職すれば、兄弟か子の一人を保任することができるといふ制度である。「蔭」という語は、「樹成蔭而衆鳥息焉」（荀子）、「枝葉落則本根無所庇蔭」（文選）といった言葉からも分かるように、もともと「樹蔭」の意味であり、そこから人間関係の「庇護」に転用されたものである。律令制下では政治地位の高い者の、その親族に及ぶ「蔭」（＝庇護）の範囲が制度的に決められている。「以品之高卑蔭其親屬、多者及九族、少者三世」¹⁰という言葉に示されたように、官品によって「蔭」の範囲が異なる。「蔭」の内容も多方面に亘り、大別して、律蔭と令蔭

がある。科罪の減、贖は律蔭で、労役、課税の免除、労働力「蔭人」¹¹の支給などは令蔭である。子弟の出身上の特典即ち「蔭位」も令蔭の一つである。唐制の諸蔭制度は古代日本に導入されたものの、発達しておらず、蔭位制つまり官人出身法のみが発達し、しかも嫡庶制と結合することにより、一種の継承法と見なされるようになった¹²。古代日本の蔭位制に見られるこの継承性について、野村忠夫は「それぞれの階層から継続的に再生産されていく」ためのものと指摘している¹³。律令制が導入された当初は、律令国家の根幹をなす官人制度の整備が最も緊要な課題であったろうが、国家の基礎に家があり、家の安定は国の安定の前提であるという「国—家」のイデオロギーが律令導入に伴って古代日本にも伝わり、国家の基礎である家の樹立も急務となったと思われる。しかし、そこには思いがけない困難が横たわっていた。両社会の親族構造の違いである。唐律令制は父系社会を前提に作られたもので、家と言えば夫方居住・父系同居家族を基本とし、父祖から子孫へと父系的に受け継がれていくものである。一方、双系社会の古代日本では、成人の父子兄弟が別居するという居住慣行が行われており、唐制で言うような父系的に継承される家は存在しなかったと考えられる。従って、それに代わる父子継承の「家」の樹立が律令国家の基礎作りの一環として重要な意味を持っていた。蔭位制に盛り込まれた継承的要素

は、このような律令国家の歴史的要請によるものであったといえる。蔭位制は唐の資蔭制を継受したものであるが、唐の資蔭制も中国の長い歴史の中で変化してきた産物である。資蔭制は両漢時代の任子制に淵源を持つものと言われているが、漢の任子制の享受範囲は兄弟か子である。父子間という直系に限定していないことは、この制度は最初から継承のためのものではなかったことを物語っている。この任子制が魏晋南北朝になると、九品中正制によって姿が覆われてしまい、容易に文献から発見することができなくなったが、僅か『隋書』などの記録によつて、梁、陳の時代に任子制の範囲が王侯、三公（長）子に狭められ、梁、陳の時代になると、王侯と三公子に令僕子、次令僕子が増えられるようになり、父の階級に応じて叙任が七段階にも分けられ、しかも父子という直系的關係に限定されるようになった、という歴史の変遷を辿ることができる¹⁴。父の階級に応じた七段階の叙任設定や子に限定したことは恐らくこの時期の九品中正制の「郷品」の評定法の影響によるものであろう。宮崎市定氏によれば、九品中正制の「郷品」の評定は、その父の官位、官職を参照して決められたということである¹⁵。また特典の範囲を縮小しようとしたときは、「子」という方法は最も有効だからである。要するに唐の資蔭制に見られる階級性と直系制は貴族的九品中正制が盛行した魏晋南北朝を経て形成されたものである。

『唐六典・尚書吏部』に次のような内容が見える。

謂一品子, 正七品上叙, 至从三品子, 遞降一等。四品, 五品有正、從之差, 亦遞降一等; 從五品子, 從八品下叙。国公子, 亦從八品下。三品以上蔭曾孫, 五品以上蔭孫; 孫降子一等, 曾孫降孫一等。贈官降正官一等, 散官同職事。若三品帶勳官者, 即以勳官品同職事蔭; 四品降一等, 五品降二等。郡、县公子, 准從五品孫; 梟男已上子, 降一等。勳官二品子, 又降一等。二王后子孫, 准正三品蔭。

ここでは資蔭の基準として、一品～五品從の官位の差、子と孫の世代差、贈官・散官と正官・職事の差がそれぞれ設けられている。官位に応じた蔭の等級がより綿密に決められたこと、兄弟間の資蔭を除外され、父子孫三代の直系の資蔭の範囲になったことなどの特徴が見られる。この資蔭制の父系直系の性格は古代日本の官位制度を考える上で重要な視点となる。唐の資蔭制では特典の範囲が父子孫という父系の中の「至親」に限定されたが、この限定的範囲が図らずも父子の継承ラインの樹立を目指す古代日本の律令国家の意図に適合し、歓迎されていたことを想像するに難くない。養老令選叙令の五位以上子条に次のようである。

一位嫡子從五位下、庶子正六位上。二位嫡子正六位下、庶子及三位嫡子從六位上。庶子從六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及從四位嫡子從七位上。庶子從七位下。正五位嫡子正八

位下。庶子及從五位嫡子從八位上。庶子從八位下。三位以上蔭及孫。降子一等。外位蔭准内位。其五位以上。帶勳位高者。即依当勳階。同官位蔭。四位降一等。五位降二等

唐の資蔭と日本の蔭位を比較した牧英正氏は、両者の違いを、①日本令は唐令より蔭位の範囲が一代縮小した、②唐令は嫡子孫のみであるが、日本令では嫡庶の別を設けて、諸子に蔭を受けさせる、③唐令では蔭叙は二五歳から、日本令では二十一歳からになっている¹⁶⁾、④唐の秀才以下の第階がほぼ同等に継受されたのに、唐の蔭階に比べて日本では上位者の蔭階が著しく高くなっている、と指摘した¹⁷⁾。氏の指摘した唐制と日本律令の差異を纏めると、①「世代の短縮」、②「嫡庶制の移入」、③「叙位年齢の降下」、④「叙位階の上昇」の四つになるので、逐次に考えてみる。①で指摘した世代の短縮については、日本令では最初から父子間の蔭位関係を想定した可能性が高い。唐制の文言に牽制されて孫を蔭位の範囲内に入れたが、三位以上という限定をすることによって最小範囲にしている。また、平安時代に見られる、孫や兄弟をわざわざ養子にして親子関係に擬制すること¹⁸⁾から見ても、蔭位制の真の狙いは父子間の継承ラインの樹立にあると思われる。②の日本令の嫡庶制であるが、唐制では嫡子孫のみに限定しているとする牧野氏の認識は誤りであろう。唐令では蔭を享受できるのは「子」「孫」「曾

孫」と書いており、嫡庶の制限は書かれていない。ただ梁、陳の任子制を見ると、皇族（親王、皇太子嫡子、諸王）のみに嫡庶制が適用されていたことが分かる¹⁹。これは恐らく封爵と関係があると思われる。というのは、唐制において、嫡庶制は主に世襲的継承に機能するもので、父系出自集団の宗族内の祭祀継承や世襲的地位の継承の襲爵に用いられているからである。封爵の主要な対象である皇族は、封爵と任官の両方が受けられる場合には嫡庶の別がたてられるのである。この意味では、古代日本の蔭位制は、

梁、陳の皇族の出身法に近い。古代日本の蔭位制は、最初から父子間の継承の樹立を志向しており、唐の資蔭制と封爵制の両方の要素を取り入れて作られたものである。ただ、律令制導入の初期では、嫡子はまだ実質的な意味を持たず、觀念上の承蔭Ⅱ承家者として設けられたのみである。平安時代の兄弟間の昇進を見ても、事後的に最も高い官位に上がった者が嫡流と見なされていたので、嫡子の実質的な役割は未だ確立してなかったと思われる。やがて蔭の継承から職の単独継承に変わり、嫡子制がはじめて実質的に機能するようになったと考えられる。要するに、古代日本の父系制は自社会の原生的社会組織から生まれたものではなく、制度的に導入されたものであった。外来の父系制原理が古代日本社会に入る際の着地点は官人制の蔭位制であった。何故なら、この制度は官人制という枠の中で父子間の継承ラインを創出するの

に適していたからである。これは蔭位制に見られる、蔭の継承Ⅱ家の継承とする論理からも明白に看取できる。無論、蔭位制そのものは父系の直接継承をすることはできない。あくまでも「蔭」を媒介とした間接的継承である。蔭の継承から職の継承に移行するには幾つかの経路が必要である。

二 紀伝道文人の家業観

紀伝道とは、律令制下の大学寮の一学科である。「紀伝」という言葉は本来歴史専門を指すが、後に文学専門も「紀伝」という名で呼ばれるようになった。文学が「紀伝」と呼ばれた理由は定かではないが、大体十世紀以降、学科名としては「紀伝道」、大学寮でそれを教える教官は「文章博士^{もんじょうはかせ}」、学生は「文章生^{もんじょうしやう}」と呼ばれるようになった²⁰。大学寮は律令国家の一機関である以上、紀伝道の教官達も国家の一官人であり、同時に中国の歴史、文学を日本に紹介するという文化運搬者の役割を担った人々でもある。紀伝道は最初の一小分科から次第に発展し、大学寮の代表たる学科の地位を築いた背景には、平安前期の漢詩文の興隆があったと思われるが、その興隆の過程はまた紀伝道の家業化の過程でもあった。家業化の徴候が早く認められたのは菅原家、大江家である²¹。ここでは菅原道真と大江匡衡の詩文を通じて、家業に關する言説について考察し、その歴史的意義を考えてみたい。

菅原道真(845-903)の詩文には、「家風」、「祖業」といった言葉が多く用いられている。

偏信琴書学者資 偏に信ず 琴と書とは学者の資けなることを
三余窓下七条絲 三余の窓の下 七条の絲

専心不利徒尋譜 心を専にすれども利あらず 徒に譜を尋ぬ
用手多迷数問師 手を用ゐれば迷ふこと多し 数師に問ふ

断峡都無秋水韻 断峡 都く秋水の韻きなし
寒鳥未有夜啼悲 寒鳥夜啼の悲しびあらず

知音皆道空消日 知音はみな道ふ 空しく日を消すなるなりと
豈若家風便詠詩 豈 家風の詩を詠するに便りあるに若かめ

や

『菅家文章』卷一

『菅家文章』にある「停習弹琴」という詩である。琴と書は文人の助けとなるとひたすら信じ、読書すべき余暇の時間に窓の下で七弦琴を習う。心を集中してもうまくいかず、しきりに楽譜を見る。引いても迷うことが多く、何度も師にたずねなければならぬ。「三峡流泉」の曲も秋さらさらと流れる水の調べにならず、「烏夜啼」という曲も、烏が亡き親を思つて悲しげに啼くように響かない。友人たちが皆「君が琴を学ぶのは時間の無駄だ、という。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、という心境を詠んだものであるが、道真の父親の菅原是善も祖父の

菅原清公も紀伝道の文人なので、漢詩を詠じるのが分かるが、この「詠詩」は個人の愛好や才能を超えて、家の伝統に家風と認識されたところに道真の家業意識が窺える。また、「講書之後、戲寄諸進士」と題した詩がある。

我是榮々鄭益恩 我はこれ榮榮たる鄭益恩
曾経折桂不窺園 曾折桂を経て園を窺はずありき

文章暗被家風誘 文章は暗に家の風に誘はる
吏部儉因祖業存 吏部は儉に祖業存するに因る

文章博士非材不居。吏部侍郎有能惟任。自余祖父降及余身、三代相承、
両官無失。故有謝詞。

祖父より降りて余が身に及ぶまで、三代相承けて、両つの官失へりしこと無し。故に謝詞有り

勸道諸生空赧面 勸め道ふ 諸生空しく面を赧めむより
従公万死欲銷魂 公に従ひて万死 魂を銷さまく欲りせよ

小兒年四初知説 小兒年四つ 初めて読むことを知る
恐有疇官累末孫 恐るらくは 疇官の末孫に累ること有らむ

こと

『菅家文章』卷二

これは元慶三年(896)に文章博士の道真が後漢書の講書が終わつた後、文章生達に寄せるという形で詠んだ詩である。詩の前半

は、「私は孤独な鄭益恩と同じように学者の一人息子で、科擧の試験に合格するために庭も見ないで勉強に専念した。文章博士の官職は家柄に導かれた結果で、式部大輔の職も父祖の御蔭による」となっている。ここに引き合いに出された鄭益恩は漢の大学者鄭玄の息子である。「榮榮鄭益恩」の「榮榮」は、七十歳になつた鄭玄が一人息子に傳家の時に書いた書に、「家事大小、汝一承之。〔答爾燦燦〕夫、曾無同生相依」(『後漢書』鄭玄伝)とあるところに拠つたと思われる。ちなみに、鄭玄傳に言う「傳家」は、『後漢書』注によると、「家事を子孫に任せることを言う、傳家の礼で言う」「七十老而傳」(曲礼)に基づく行為だという。従つて、ここで言う「家」は官職ではなく、生活基盤として家の経営と儒家の子孫として学問に研鑽する行為の両方を指すと思われる。この鄭玄の書を意識し、自ら鄭益恩に準えているところに道真の家業意識の強さが看取されるが、傳家の意味のズレも見逃せない。というのは、道真が言う「家業」には、紀伝道の家の学問的伝統を指しながら、官職の継承に重きが置かれているからである。「文章は暗に家の風に誘はる、吏部は偷に祖業存するに因る」の「文章」とは文章博士、「吏部」とは式部大輔の職を指すが、二つの官職を継承できたのが「家風」「祖業」のお蔭だとしている。さらに「文章博士は材に非ずは居らず。吏部侍郎は能有らばこれ任ず。余が祖父より降りて余が身に及ぶまで、三代相承け

て、両つの官失へりしこと無し」とわざわざ注を付け、祖父子三代にわたる文章博士と式部大輔の任官上の継承を誇っている。詩の後半の傍線部分は、四歳の息子(高視)が初めて読書を知つたといい、恐らくこの子が家業を引き継ぐだろう、と期待の念を表している。父祖の官職は自分が引き継ぎ、さらに息子に引き継がれていく、家業継承の構図が菅原道真の詩の中ですではつきりとした形で浮かびあがっているのである。このような官職を内包した家業観は、道真が小野篁の子孫である小野宮に大学寮の入寮を薦めた時に詠んだ詩にも見られる。「菅尚書子寧非我 野相公孫独有君」(『菅家文章』卷二「勸野宮住学曹」)と、父祖の職業を冠して自分と相手を「菅尚書子」と「野相公孫」とを称しながら、相手の家業継承の意欲を促しているのである。

(8)

学問の継承の官職面の反映としては儒官職の継承だとすれば、文筆活動の継承は「家集」の編纂である。菅原道真が昌泰三年(900)に朝廷に家集を献じており、その家集にはその祖父菅原清公の『菅家集』六卷、父親菅原是善の『菅相公集』十卷、及び道真自身の『菅家文章』の十二卷、合わせて廿八卷が含まれている。その「献家集状」に、次のように家業について述べている。

臣伏惟臣家為儒林文苑尚矣。臣之位登三品、官至丞相、豈非父祖余慶之所延及乎。既頼余慶、何掩旧文。為人孫不可為不順之孫焉。為人子不可為不孝之子矣。故今献臣草之次、副

以奉進之

〔菅家後集〕奏状

ここで、道真が「儒林文苑」としての家業を強調し、自分が三位に上り、右大臣になったのは父祖の御蔭だとし、父祖の文集を献じることは「孝子」、「順孫」の行為だとしている。学問の継承や官職の継承を孝行と結び付けて解釈するところに道真の紀伝道文人らしい価値観が窺える。このような解釈は、やがて官職を軸とした父子継承に一種の正当性を与えることを見逃がしてはなるまい。このような父子間の継承を正当とする意識が同じ紀伝道の家に生れた大江匡衡おほえのまことむらの詩文にも顕著に見られる。

大江匡衡 (953-1012) は十世紀後半から十一世紀前半に生きた文人で、彼の『江吏部集』を見ると、道真と同様に、強烈な家業意識が見られる。ただ彼の場合は、しきりに父祖の先例を引くのが特徴である。「和石山平上人述懐之絶句」の中に

昔延喜天曆二代聖主。各奉為母后手書金字法華經。我祖江納言以侍読作願文。今聖上又奉為東三条院手書金字法華經。匡衡又以侍読作願文。三代稀有之事。

三代の「侍読」の職を持って願文を作ること、「三代稀有之事」と誇っている。この「三代稀有之事」と類似した表現は『梁書』にあった。王承が中大通五年 (533) に國子祭酒を任じたことについて、『梁書』は「承祖儉及父暉嘗為此職、三世為國師、前代未之有也、當世以為榮」(梁書卷四十一王承伝) と記している。

匡衡は恐らくこの『梁書』の記述を意識して用いたと思われるが、王儉、王暉、王承の三代が同じく國子監の長官の國子祭酒に任じられたことが「前代未之有」という記述から見ても三代同じ官職に任じられる確率がかなり低いことが分かる。しかも王承のその後の経歴を見ると、戎昭將軍、東陽太守などを歴任しており、儒官職を家の職にしていた気配は見られない。一方、大江匡衡は家業の伝統を強調しながら、その継承の正当性を強く主張した。彼は「近日蒙綸命。點文集七十卷」の中に、醍醐朝の延喜年間に大江千古と維時父子二代の白詩文集の侍読や、村上朝天曆年間の維時齊光父子二代の侍読、円融朝天禄年間の齊光、定基父子二代の文集の侍読をしきりに強調し、今自分は一人侍読して、息子拳周が預からないということを訴えている。父子二代の侍読という先例はここでは一種の正当性となり、資格となったことが注目される。また彼の「請被給穀倉院學問料令繼六代業男蔭孫無位能公状」には、

菅原大江兩氏、建立文章院、分別東西曹司、為其門徒習儒學、著姓氏者濟濟、于今不絶。因斯此兩家之傳門業不論才不才不拘年齒、菅原為紀以七代應舉。其時有高岳相如賀茂保胤者、雖富才不爭。大江定基以五代當仁、其時有田口齊名弓削以言者、雖工文不競。夫然則累代者見重、起家者見輕。明矣。方今能公聚窓之螢漸照蠹簡過庭之鯉志在龍門。若不吹嘘何期成

立。望請蒙鴻慈因准前例、早賜燈燭之料、令繼箕裘之業、不勝懇歎之至。（『本朝文粹』巻六）

ここで言う「兩家之傳門業」、「箕裘之業」とは菅原・大江兩家が伝える「儒学」を指すが、菅原家は「七代應舉」、大江家は「五代當仁」という家業の長さを教える表現は、息子能公の学問料の申請のためである。「累代者見重、起家者見輕」というのはこの申請文においてはマイナスの意味ではなく、累代の家業の重々しさを誇張するために用いられている。これも菅原家のほうに先例があり、菅原文時（899-981）が息子惟熙の学問料の申請をする際に、学問料の起源は高祖父從三位清公朝臣の兄弟四人が給せられたことから始まったと強調した後、息子の学問料の給費の正当性を訴えたのである²³。桃裕行氏によれば、学問料は儒家の子弟にこれを受けるものが多く、儒職の世襲と密接な関係があったという²⁴ことである。即ち、これは単に給費だけではなく、一つの資格を表しているため、菅原・大江兩氏が次々と子孫の対策出身のために奔走していたのである。紀伝道文人にとって、父祖から学問を継承するだけでなく、より現実の問題として、父祖から儒官職を継承することこそが人生最大の目標である。そのために、彼らは中国の文献にある典拠、表現に拠りながら、学問の家業の学識と伝統を強調し、父祖から受け継ぐ官職をさらに子孫に受け継がせていく正当性を主張する。これら紀伝道文人の家業に関

する言説の意味は、実務の申文の表現の域をはるかに超えて、当時の官僚社会の家業観、さらに官職を軸とした父子継承にある種の正当性を与えることになったと考えられる。

三 昇進コースの固定と官職の独占

律令官人制の内部では三位以上は「貴」、五位以上の者は「通貴」と階級的に分けられている。従って、先に見た五位以上子条は通貴以上の官僚層で機能する条文である。このような特典を受けられる者は「蔭子孫」と呼び、それ以外の「位子」、「白丁」²⁵と区別される。このような、父祖の官位の高低によって子孫の受ける特典の差異は、初叙の時のみならず、その後の昇進のコースと昇進速度にも差異があったことがしばしば指摘されている。八世紀の官人制を考察した土田直鎮氏は、官人の出身とその昇進コースは、蔭子孫出身者と位子・白丁出身者の間に明確な差異が見出される²⁶とした。つまり、蔭子孫なら、内舍人（または諸舍人）を経て判官級に到達できるが、位子・白丁の場合は、諸舍人、史生級を経て主典級に止まってしまうのである²⁶。また同時代の官人の昇進の速度を考察した野村忠夫氏は、律令官人制が導入された後においても、族姓の要素が濃厚に残り、官人諸階層の基本コースが形成し、各階層から継続的に再生産される体系がすでに固定化しはじめ、藤原氏と他氏の差異が見られたと指摘した²⁷。また加

納宏志氏は、九世紀では官職が特定の貴族の家筋に固定化しつつあったと指摘した²⁸。この固定化の傾向は九世紀に成立してきた父系的政治的・経済的集団²⁹と内在的な関連性を持つものである。このような各階層のコース化は、十世紀、十一世紀を通して一層本格的になっていく。試みに、十世紀初頭の昌泰三年(900)と十一世紀初頭の長保三年(1001)の公卿の面々を〈1〉と〈2〉に示した³⁰。

〈1〉の昌泰三年は、醍醐天皇の治世で、寛平九年(897)に醍醐天皇が父帝宇多天皇の退位によって即位して三年目にあたる。関白太政大臣基経の長男時平は公卿の首席の左大臣の座を占めており、その弟忠平も従四位下参議になっていた。延喜九年(906)時平の死去によって、忠平が氏長者になり、従四位上参議から従三位権中納言、翌年延喜十年(910)に従三位中納言、延喜十一年(911)には上位である源湛、源昇を超えて従三位大納言という異常な昇進を遂げた。すでに摂関家としての基経―時平・忠平間に継承のラインが確立したといえよう。一方、従三位参議の菅原是善を父に持つ菅原道真が右大臣に上がったことは、まだこの時代は完全に藤原氏一色になっていないことを物語っている。ただ道真の場合は、摂関家と同様に宇多天皇の後宮に女子を送り³¹、宇多天皇と一種の身内関係を作ったことにも留意すべきである。道真の右大臣拔擢の背後に宇多天皇の意思が大

きく働いたとみてよからう。それにしても、その次の年の延喜元年(901)に起こった菅原道真の左遷事件は、彼は本来大臣に就く家柄ではないという認識が高層貴族の中に根強くあったことを端的に示したものである。道真以外は、この時期の公卿は殆ど藤原氏、源氏に独占されていた。藤原氏には、醍醐天皇の外祖父の藤原高藤が内大臣、その息子の藤原定国は従三位・中納言になっており、藤原清経は藤原基経の同母弟で、この年忠平の譲りを受けて三位となった。源氏も多数公卿の座を占めており、源光は仁明天皇子で、宇田、醍醐両帝に重用されて、道真失脚後も右大臣、さらに時平の死後は左大臣にまで上りつめた人物である。源希は大納言源弘の子で、源湛、源昇は左大臣源融の子である。源貞恒は光孝天皇の皇子で、宇田院別当をも勤めた。また在原友子は中納言在原行平の子で、宇田天皇に信頼されていた。このように十世紀初頭のこの時期では、摂関家の父子継承ラインが確立しつつあるが、醍醐天皇や宇多院との信頼関係にあった源氏や道真のような学者官僚もまだ多数重用されていた。〈2〉の十一世紀の長保三年となると、上層公卿は、殆ど大臣クラスの子弟であり、昇進コースがほぼ固定され、「同じ階級からの再生産」が表面化してきたことが確認できる。階層的に昇進が固定されてくると、父子間の官位・官職の間隔も短くなり、直接継承が容易になるのであるが、父子間の間隔を縮める一つの方

〔1〕昌泰三年(900)の公卿

人物	官職・官位	極官	父の官職・官位
藤時平	左大臣 正三位	左大臣正二位	関白太政大臣従一位基経
菅道真	右大臣 正三位	右大臣従二位	参議従三位是善
藤高藤	内大臣 正三位	内大臣正三位	内舍人正六位上良門
源光	内大臣 従三位	右大臣正二位	仁明天皇
藤国経	中納言 従三位	大納言正三位	権中納言従二位長良
源希	中納言 従三位	中納言正三位	大納言正三位弘
藤定国	中納言 従三位	大納言正三位	北家内大臣正三位高藤
同有実	参議 従三位	参議正三位	従四位下中宮大夫良仁
源貞恒	参議 正四位下	大納言正三位	光孝天皇
十世王	参議 正四位下	参議従三位	二品仲野親王
藤有穂	参議 正四位下	中納言従三位	備前守従五位下直道
源湛	参議 正四位上	大納言	左大臣従一位融
同昇	参議 正四位上	大納言正三位	左大臣従一位融
在原友于	参議 正四位上	参議正四位	中納言正三位行平
藤忠平	参議 正四位下	太政大臣	関白太政大臣従一位基経
同清経	参議 正四位上	右衛門督従三位	権中納言従二位長良

〔2〕長保三年(1001)の公卿

人物	官職・官位	極官	父の官職・官位
藤道長	左大臣 正二位	太政大臣従一位	関白従一位兼家
同顕光	右大臣 正二位	左大臣従二位	関白太政大臣従一位兼通
同公季	内大臣 従二位	太政大臣従一位	右大臣従二位師輔
源時中	大納言 従二位	大納言従二位	左大臣従一位雅信
藤道綱	大納言 従二位	大納言正二位	関白従一位兼家
同懐忠	大納言 正三位	大納言従二位	大納言正三位元方
同実資	権大納言 従二位	右大臣従一位	参議従三位齐敏、 (养父)撰政太政大臣
平惟仲	中納言 正三位		従一位実頼
藤時光	中納言 従三位	中納言従二位	従四位上珍材
同公任	中納言 従三位	権大納言正二位	関白太政大臣従一位兼通
同齐信	権中納言 従三位	大納言正三位	関白太政大臣従一位頼忠
同懐平	参議 従三位	権中納言正二位	太政大臣従一位為光
菅輔正	参議 従三位	参議正三位	参議従三位齐敏
藤誠信	参議 正四位下	参議正三位	勘解由長官従四位有躬
同忠輔	参議 正四位下	権中納言正三位	太政大臣従一位為光
源俊賢	参議 正四位下	権大納言正二位	治部卿正四位国光
藤行成	参議 正四位下	権大納言正二位	左大臣正二位高明
同有国	参議 正三位		右少将正五位下義孝、 (养父)撰政太政大臣
源時中	前大納言 従二位	参議従二位	正二位伊尹
藤隆家	前中納言 従三位	大納言従二位	豊前守正五位下輔道
同高遠	非参議 従三位	中納言従三位	左大臣従一位雅信
源憲定	非参議 従三位	太宰大式正三位	関白道隆
平親信	非参議 従三位	非参議従三位	右衛門督齐敏
		非参議従二位	一品式部卿為平親王
			伊勢守真材

法に息子の昇進を早くすることがある。特に摂関家の子弟は昇進が早い。そもそも摂政職は天皇の外戚の身分によるものである。つまり母方外祖父による後見という論理によって獲得される政治地位である。父子間で摂政職を保持していくためには、皇室にたえず女子を送り、常に皇室と身内の関係を保持しておかなければならない。皇室と身内関係にある摂関家の子弟は皇室関係の行事に多く参会することで昇進の機会に恵まれており、その昇進が早い。彼らの叙爵の到達年齢を見ると、十世紀後半まではさほど選叙令の基準から離れていなかったが、十一世紀になると、摂関家の子息という理由で加階が高くなり、年齢もさらに若年化が進んだ。藤原頼通は十三歳で正五下(1003)、教通は十二歳で正五下(1006)が叙されてから、頼通子通房は十一歳で正五下(1036)、同じく頼通子師実は十二歳で正五下(1053)、師実子師通は十二歳で従五上(1072)、師通子忠実(祖父師実)は十一歳で正五下(1107)、頼長十一歳で正五下(1130)、兼長十一歳で従五上(1148)、基実九歳で正五下(1150)、兼実八歳で正五下(1158)というふうにごんごん年齢が若くなっている。また彼らの三位の到達年齢を見ると、藤原頼通、教通、通房は十五歳、師実、師通、忠実、忠通、基房、兼房は十四歳、頼長、兼長、兼実は十二歳、基実は十歳になっている。子の昇進が早くなることが結果的に父

子の官職の間隔の縮小につながり、職を軸とした父子間の継承を容易にしたのである。一方、明法道、明経道、算道などともと大学寮の専門家達も教官職の博士以外に他の官職を兼ねることによって、それぞれの官司に進出し、専門知識を武器に家業化を進めていた。佐藤進一氏は、十世紀、十一世紀の間に官司の再編成が進められており、その過程において特定の氏族が特定官職に世襲的に就任し、さらには特定の氏族が特定官司を世襲的に運営する官職・官司の世襲請負制が生まれたと指摘している。氏によると、九世紀から十一世紀の間に、明法博士が検非違使を兼ねることが恒常化し、そして算道の小槻氏も十世紀後半から左大史の官職を独占するようになり、明経道の中原氏、清原氏両氏もほぼ同じ時期に官司の官務、局務の職掌を独占するに至ったという³²。平安時代の各階層の官職の家業化の進展は必ずしも同じ経路ではないが、父子の繋がりや官職を媒介に強化され、父の官職を継承しようとする継承意識が強く見られた点では同じである。

四 官位・官職の譲与

加階の譲与とは、もともと位階の昇級のできる者はその機会を他の人に譲ることである。『続日本紀』延暦四年(885)十二月十日の記録に、近江國人従七位下勝首益麻呂が自分に授けられるべき外従五位下の官位をその父親真公に譲ることを願い、勅許を得

たどあり、また『続日本後記』に嘉祥元年(838)十月一日の記録に、讃岐國三野郡の從四位上丸部臣明麻呂が郡大領の官職を父親に譲り、「孝行」を努めたことにより、三階の昇進を与えられ、終身田租が免じられたという勅命を受けた、とある。このような父に官位や官職を譲ることは、子の親孝行として奨励されていた。

また『三代実録』卷十三にある夏井傳に、夏井が仁壽四年(904)に兼任の美濃少掾を異母兄大枝に譲ったという例がある。概していえば、八世紀後半から九世紀中頃の記録に出てくるこの類の記録は少数であり、また孝行友悌の例として記録されたものである。子から親への譲爵は、その後もいくつかの例が見られるが、主として大学寮の文人に関する記録である。天曆六年(952)四月廿七日に出された曆博士賀茂保憲の讓爵の申請文(大江朝綱の作)には、「方今聖上巳以孝治天下、臣下何忘孝留心中」と自らの讓爵を「親孝行」の行動としている³³。また正曆四年(993)十一月十二日に從三位參議右大弁平惟仲が子平道行の、横を造る功による加階の譲りを受けた。受領の家に生まれた平惟仲は文章生から出身し、中納言にまで昇った者として知られているが、その息子の平道行が造横の功による加階を父に譲ったのである。父の惟仲は從三位であり、息子の道行はまだ五位なので、五位の子が父への譲与は「往古不聞」と評されていた³⁴。しかし、十世紀に入ると、父から息子への讓爵が増えてくる。天延四

年(975)二月一日に出された藤原明子の讓爵の申請文(源順作)に、「訪故實或官或爵父子遞相(讓)之例古今不可勝數」(『本朝文粹』卷六)とあるところからみれば、ひとつの慣例になっていることが分かる。大江匡衡の「再除吏部員外侍郎 懷舊有感」に次のような一節がある。

忝傳祖父貽孫跡、為子辞官任本官。天曆余風今在此。少年莫
咲雪窓寒 祖父(維時・筆者注) 納言為天曆侍讀之時、辞所帶式部
大輔、以男藏人齊光任式部丞、齊光叙采爵之後、納言還任式部大輔、
江家再有此例、故云。(『江吏部集』中卷)

『公卿補任』によると、大江維時が天徳二年(938)年に式部大輔を辞して、息子齊光を式部丞に就任させたところがあるが、応和三年(963)に死去するまで式部大輔に再任した形跡はないので、「納言還任式部大輔」というのも定かではないが、大江匡衡は祖父と同じように一度息子のために式部大輔を辞してまた再任したので、「江家再有此例」と感激しているのである。このような一職を辞することを交換条件に息子の官職の昇進を図ることは当時では「讓爵」という。言わば間接的官爵の讓与行為である。このような讓与が多く行われていたことが『小右記』³⁵や『権記』³⁶、『公卿補任』を通じて窺える。

①從四位下藤忠平 廿一 正月廿八日 任侍從如元 二月以三木讓与叔父清経朝臣(公卿補任・昌泰三年(900))

- ②大納言 從二位藤爲光四十 按察使。二月廿三日正二位。「臨時」。十月四日可叙從一位。而讓男從五位上誠信叙正五位下(公卿補任・天元四年(981))
- ③參議 正四位下 藤佐理三十八 讚岐守。十月四日可叙從三位。而讓男頼房叙從五位下。(公卿補任・天元四年(981))
- ④左大臣 正二位源雅信六十五 東宮傅。八月廿七止傅。今日立太子兼之。十月十日可叙從一位。而讓男從四位上時中叙正四位下。(公卿補任・永觀二年(984))
- ⑤大納言 正二位藤爲光四十三 八月十八日兼春宮權大夫。廿七日止權大夫。「受禪」。同日立太子。又兼大夫。十月十日可叙從一位。而讓男從五位下齊信叙從五位上。(公卿補任・永觀二年(984))
- ⑥權大納言從二位藤朝光三十四 左近大將。春宮大夫。正月七日叙正二位。八月廿七日止大夫。十月十日可叙從一位。而十四日讓男登朝叙從五位下。(公卿補任・永觀二年(984))
- ⑦權大納言正二位藤道隆三十五 皇太后宮大夫。十月十四日叙從一位。而讓男伊周叙正五位下。(公卿補任・永延元年(986))
- ⑧權大納言正二位同道隆三十六 皇太后宮大夫。正月七日可叙從一位。而讓男伊周叙從四位下。(公卿補任・永延二年(988))
- ⑨卅日、壬申、參内、除目議如昨日、左右大臣被參、有造門行事及国々賞、大納言重信卿賞讓子息右少將宣方(小右記・正暦元年

(986) 八月卅日条)

- ⑩大納言正二位源重光「年七〇」辞所帶大納言職、讓婿納言伊周任權大納言「年一九」(權記・正暦三年(982) 八月廿八日条)
- ⑪…正三位藤原朝臣実成(左大臣讓)、正四位下源清政(北方讓)(小右記・長和二年(1013) 九月十六日条)
- ⑫右衛門督叙正二位、左中弁経通讓、経通者造宮行事、実経叙從四位上、父中納言行成讓書額功(小右記・長和四年(1015) 十月二十二日条)
- ⑬右近中将兼隆辞退：兼綱任左中将、藏人頭「兼隆讓 中将兄」(小右記・長和五年(1015) 正月十二日条)
- ⑭は、從四位下藤原忠平が叔父清経に參議の職を讓ったことで、これは先述した子が父に讓る行為の延長線上にあると思われるが、②～⑧は『公卿補任』にある讓爵例で、殆ど十世紀の後半の記録で、先述した源順の藤原明子讓爵申文にある「或官或爵父子遞相(讓)之例古今不可勝數」を裏付けるものとなる。この時代になると、息子に位階を讓るのが一つの慣例となっていることがこれらの記録から窺える。また「可叙從一位」の者が息子に讓ったことが特徴的である。⑥の藤原朝光が息子登朝に爵を讓ったことは『小右記』にも見える³⁷⁾。前関白太政大臣兼通の息子である朝光が從一位に加階されることになるが、息子の昇進のために讓った。⑦、⑧は藤原道隆が二回に亘って息子伊周に官位を讓つ

た記録である。永延元年といえ、前の年の寛和二年に一条天皇が即位し、その外祖父として藤原兼家が摂政となった。永延元年に兼家は従一位となり、その息子権大納言道隆は正三位から正二位という異例の昇進を果たし、さらに従一位に叙されるということになったが、それを息子伊周に譲ったのである。兼家―道隆―伊周の官位差は「正一位―正二位―正五位」となっており、父兼家と息子道隆の差は小さく、すぐ摂政職を継承できるような態制になっている。⑨⑩⑪は古記録に見られる記述で、⑨は大納言源重信が自分に与えられた賞としての加階を息子宣方に譲った、とある。重信の息子には、致方・道方・宣方・相方らがいるが、宣方は重信と源高明女の間生まれた息子である。この時期の加階が行事などの賞が多く行われて、⑫も同じく造宮の労や書額を献じたことによる加階である。右衛門督藤原懷平は従二位権中納言であったが、次男左中弁経通が造宮行事の賞の譲りを受けて正二位に昇進した。藤原実経は藤原行成の男で、能書家の父行成が書額による功を息子に譲っている。⑩、⑪、⑬は父子間の譲りと異なる性質を持つ例で、⑩は源重光が大納言職を婿の伊周に譲った例で、官職を譲る少ない例の一つである。正暦三年は道隆が摂政になっており、道隆―伊周父子の全盛期で、重信が自らの大納言を婿に譲ることによって、一家の繁栄を狙っていたであろうが、道隆の急死と伊周の失脚で泡と消えたのである。⑪藤原道

長・源倫子夫婦がそれぞれ藤原実成と源濟政に加階を譲るという記録であるが、これは中宮行幸の賞による道長、倫子の加階である。道長が実成に譲ったのは、その時実成が中宮権亮の職を兼任していたからであろう。源濟政は雅信の孫で、父時中は道長の正妻倫子の異母兄弟である。オバからオイへの譲りである。⑬は兄弟間の譲り、藤原兼綱と藤原兼隆は同母兄弟で、父は故関白道兼である。兼隆は参議従二位右権中将伊予権守であったが、中将の職を辞退し、弟兼綱の藏人頭就任を実現させた。これらの記録から、十世紀以降、官位、官職の譲りが多く行われたことが了解されよう。無論こういった官位、官職の譲りは父子間に限ったことなく、舅婿間や兄弟間および親族間の譲りも見られるが、父から子への官位の譲りが一つの慣例となっていたことは確実に見てとれる。このような譲りが一般的に行われた背景には、官位・官職を軸とした父子一体観が確立したことがあったと思われる。言い換えれば、官位・官職こそ父子間の繋がりであった。この意味では、長和五年(1016)に藤原道長が摂政太政大臣になり、その翌年に頼通にその職を譲りしたのは、職を通じた父子間の直接継承の始まりと見てよからう。これまでの摂政家の継承は、冬嗣から良房、基経、忠平、師輔、兼家、道隆、道兼を経て道長へと続いていたが、少なくとも父から子へ譲る形ではなかった。兄弟間に長幼の秩序原理が機能したものの、基本的には諸要因によつ

て事後的に高官になった者が父の摂政を受けることになっていったが、道長が摂政太政大臣を頼通に譲ったことよって、摂政という職も王権と同様に父から子へと伝えられるようになったのである。なお、頼通以降の継承を見ると、頼通子藤原師実が承保三年(1076)に摂政になってからは師実―師通―忠実―忠通―基実という父子一系の継承になったのである。

おわりに

十世紀、十一世紀の平安時代の家業を中心に、官職を軸とした父系的継承の展開を見てきた。家業という言葉は、本来(祖先伝来の)生活基盤としての家財の意と生計を立てるための特技・生業を指すものであるが、古代日本の文献においては、早くから官位・官職の意味への傾斜が見られ、中世では、所職所領を指すようになった。このような言葉の意味の変化の背後には、官職を軸とした父子間の継承を律令国家が強力に推進したという歴史的要因があった。律令制度が導入された当初から、父子継承による「家」の樹立が急務となり、それが蔭位制を通して推進された。唐制において資蔭(=蔭位制)は高層官人の一特典に過ぎなかったが、古代日本においては、嫡子制と結合することによって最初から「承蔭=承家」という継承志向の強いものになった。この意味において、外来の父系制の原理の着地点は蔭位制であった。こ

のような父子継承の観念は、さらに中国文化の運搬者の役割をになう紀伝道文人の言説によって正当性が与えられ、官職の継承=家業の継承という継承の論理にまで推し上げられた。蔭位制の制度そのものは父祖の「蔭」を継承することなので、あくまでも間接的継承であるが、導入された最初からいくつかの重要な修正が加えられ、唐制の資蔭制より叙位される年齢が若く、叙位される位階が高くなっていった。階層が高ければ高いほど父子間の「間隔」が小さくなり、父子間の官職の継承も容易になる。さらにその後の昇進の差異によって官人の出身コースがほぼ固定化し、摂関家では十一世紀初頭に直接継承を果たした。中下の官僚層においても、十世紀から十一世紀にかけて専門知識を武器に一族による職の請負が行われ、官位・官職の家業化が進められた。このような家業化の進展の中で行われた父子間での官位・官職の譲与は、ある意味では、「職」を軸とした父子間の一体観、共有意識を端的に示したものである。

1 拙稿「家業について(1)―『漢書』、『後漢書』を中心に―」(名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』三三巻第二号 二〇一二年二月)

2 『続日本紀』延暦元年五月二十一日条

- 3 『日本後記』天長二年(825)四月十三日条(逸文)に見える紀田上の卒伝に「家業武法、才華興聞、至於從政、不失民心」とある。
- 4 『三代実録』貞観四年八月十五日に明法博士讀岐朝臣永直の卒伝が見え、その長男の讀岐時人について、「長子時人傳父業、改姓和氣朝臣。少女為光孝天皇更衣生源皇子舊監」とある。
- 5 『三代実録』貞観十二年(870)年三月条に菅原峯嗣卒伝が見え、「峯嗣者、左京人也。父出雲朝臣廣貞、長於醫師、官為正五位下信濃權守。淳和太上天皇龍潛之日、令峯嗣侍春宮藩邸、峯嗣自申請欲継家業。仍補醫得業生」とある。
- 6 注1前掲拙稿
- 7 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店 二〇〇七年 四十七頁
- 8 父子間の継承のほかに、養子、兄弟、叔甥といった男系の中で継承した例もある。
- 9 任子制の開始時期は定かではないが、『漢書』の哀帝紀に任子制の廃止令が見える。應劭注の所引の漢儀注によれば、任子制の具体的内容は、「吏二千石以上視事滿三年、得任同産若子一人為郎」とある。
- 10 晉書卷二十六食貨志。
- 11 晉書卷二十六食貨志に、労働力としての「蔭人」の配給がみえる。
- 12 蔭位制を継承法と見なしていたことは、『令集解』の諸注によっても明らかになる。大宝令の注釈書『古記』では、父系継承を意味する言葉「承重」について、「承重、謂説祖父之蔭承継也」と説明している。
- 13 野村忠夫『律令官人制の研究』吉川弘文館 一九六七年 四六〇頁
- 14 『隋書』に「陳承梁、皆循其制官、…其親王起家則為侍中。若加將軍、方得有佐史、無將軍則無府、止有國官。皇太子家嫡者、起家封王、依諸王起家。餘子並封公、起家中書郎。諸王子並諸侯世子、起家給事。三公
- 子起家員外散騎侍郎、令僕子起家祕書郎。若員滿、亦為板法曹、雖高半階、望終祕書郎下。次令僕子起家著作佐郎、亦為板行參軍」とある。(隋書卷二百六官上)
- 15 宮崎市定氏『九品官人法の研究』同朋舎 一九五六年 一一七頁
- 16 養老令は二十一歳とあり、大宝令も同文と推定されているが、和銅八年(715)の靈龜改元の詔には「五位以上の子孫年廿以上者、宜授蔭位」とある。
- 17 牧英正「資蔭考」大阪市大法學雜誌二の一 一九五五年
- 18 高橋秀樹氏の「平安貴族社会の中の養子」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館 一九九六年)によると、十一世紀以前に多いのは祖父が孫を養子とするケースが多く、十二世紀以後は弟など同世代を養子とするケースが多くなっている。
- 19 注14の隋書に「皇太子家嫡者、起家封王、依諸王起家。餘子並封公、起家中書郎」とあるように、皇族の封爵を記述する文脈に嫡庶の別が立てられたのである。
- 20 桃裕行『上代学制の研究(改訂版)』(思文閣出版 一九九四年)一四九頁～一五二頁 本稿で言う「紀伝道の文人」とは、文章博士か文章生のような中国の歴史や文学を専門とする文人である。
- 21 桃裕行注20前掲書第三章
- 22 道真の祖父清公は、弘仁中に文章博士、式部大輔となる。父清善は、承和十二年(845)文章博士、貞観十二年(870)式部大輔となる。道真は貞観十九年(877)式部少輔、元慶元年(877)式部大輔となる。
- 23 『本朝文粹』卷六 菅原文時「申学問料」
- 24 桃裕行注20前掲書 二八二頁
- 25 六位から八位の嫡子は「位子」といい、無位無官の者は「白丁」とい

「家業」について (2)

う。位子にも一定の条件下で出身の特典を受けられ、その他に課役の一部免除、大学への情願入学などを受けられるが、五位以上子の特典との間に格段の差があった。

26 土田直鎮「奈良時代における舎人の任用と昇進」歴史地位月報3 一九五一年

27 野村忠夫注13前掲書四六〇頁

28 加納宏志「九世紀における藤位制の実態的考察」(『金城学院大学紀要』6号、一九八二年)

29 服藤早苗「撰関期における「氏」と「家」『日本古代の政治と文化』青木和夫先生還暦記念会編、吉川弘文館 一九八七年

30 昌泰三年と長保三年の公卿補任に拠って作成した。極官はその人物が生前達した最高官とし、贈官を入れないことにした。

31 『日本系略』によれば「菅原淑子」、「二代要記」によれば「菅原衍子」という女子が寛平八年(896)に女御になっている。

32 佐藤進一、注7前掲書 四十七頁

33 『本朝文粹』卷六

34 『小右記』正暦四年(993)十一月十二日条

35 『小右記』は天元元年(978)から書かれたらしい。しかし、現在では天元五年(982)から長元五年(1032)の間の記事しか残っていない。

36 『権記』は、正暦二年(991)から寛弘八年(1011)までの記録が残されている。

37 小右記永観二年(984)十月十五日条にも同じことが記されている。

「傳聞、昨日有兩三輩叙位云々、左大将(藤原朝光)加階讓子息(藤原登朝)云々」とある。